

平成 19 年 10 月 19 日

組合加盟コミックレンタル事業者 各位

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合  
(CDV-JAPAN)

## 自己調達許諾シール給付システムの運用開始に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本組合では、組合に加盟するコミックレンタル事業者の方々が取引代行店に在庫がない商品をレンタルに利用する場合の措置といたしまして、皆様の利便性を図るため、「自己調達許諾シール」(以下シールという)の給付を先般より下記要領にてスタートさせておりますので、ご案内申し上げます。

これにより、レンタルが許諾された商品については、取引代行店において在庫切れの場合でも、組合員の方々に当該商品を別途調達していただき、組合が給付するシールを貼付したうえでレンタルに供していただくことが可能となりますので、是非ともご活用のほどをお願いいたします。(出版物貸与権管理センターによる発行も継続されますので、そちらへの申請も可能です。)

敬具

### ■組合における自己調達許諾シール給付手続きについて

#### 1. シール給付対象商品

○代行店に発注したが、入手困難との回答を得た商品で、かつ発売日から1ヶ月(貸与禁止期間)を経過したのもののみに対してシールを給付いたします。(発売日から1ヶ月を経過していないものについては、その期間経過後に申請してください。)

※大量一括許諾に係るシールの給付申請の場合には、事前に組合までご相談願います。

#### 2. シールに係わる使用料

○下記の通り、代行店経由で入手した商品に係る使用料と同一金額です。

◇通常仕入に係わる使用料(税込)

区 分	通常使用料	組合割引使用料
定価 550 円未満の出版物	265 円	210 円
定価 550 円以上 1,000 円未満の出版物	480 円	380 円
定価 1,000 円以上で以後、500 円毎	320 円加算	250 円加算

※大量一括許諾に係る使用料について

・10,000 冊以上を購入する場合には、大量仕入れ許諾要件に適合すれば、大量一括許諾に係わる使用料が適用されます。よって、同様に上記に該当する商品については、後掲「3」の手続きに従い、シールを給付いたしますので、組合に申請してください。

[大量一括許諾に係る割引使用料適用条件]

・同一店舗内において、10,000 冊以上の出版物を一括購入する場合で、かつ出版物貸与権管理センターの定める貸与状況等の提供を行なうこと。ただし、前回の適用時から3年以上経過すること。

#### 3. シールの給付手続きの流れ

①レンタル店より代行店に商品を発注

②代行店に在庫がない商品について、シールの発行を希望する場合には、代行店に「自己調達

- 許諾シール給付申請書」(別紙 1) をメールにて送信
- ③代行店において、②の申請内容(非許諾作品の有無等)を確認
- ④③の確認の後、代行店よりレンタル店に対して、FAXにて「在庫切れに関する証明書」(別紙 2)を発行
- ⑤レンタル店より組合に対して、①の「自己調達許諾シール給付申請書」と④の「在庫切れに関する証明書」をメール及び FAXにて送信
- ◆「自己調達許諾シール給付申請書」⇒【メール：宛先「[ssuzuki@cdv-j.or.jp](mailto:ssuzuki@cdv-j.or.jp)】
  - ◆「在庫状況に関する証明書」⇒【FAX：宛先 03-3234-8859】
- ⑥メールの受取後、原則として、その翌日に組合より事業者又は店舗宛にシールを宅配便等にて送付
- ⑦各レンタル店においてシールの貼付を行なった後、当該商品をレンタルに利用
- ※「シール給付申請書」の送信を希望される方は、組合事務局・業務課鈴木までメール「[ssuzuki@cdv-j.or.jp](mailto:ssuzuki@cdv-j.or.jp)」にてお申し出ください。

#### 4.シールに係わる使用料等の請求

- 組合が毎月 1 日～末日までの間に給付(発送)を行ったシールに関し、その翌月に組合費等とともに、シールに係わる使用料及びシールの送料を請求いたします。

#### 5.シール給付に関する注意事項

- 組合費や使用料等に滞納がある組合員に対しては、原則としてシールの給付はいたしません。
- シールを送る際には、原則として簡易書留郵便を利用いたしますが、その代金(最低 430 円)については、申請されました組合員の方にご負担いただきます。
- シールの給付申請をした商品は、シールを貼付するまでは、レンタルに使用することはできません。
- 組合へのシールの月間申請累計枚数が 100 枚を超えた場合には、その超えた時点でシール代金の支払方法が前払いに変更となり、前記 4 の請求方法とは異なることとなりますので、詳細につきましては、組合までご確認ください。

#### 6.使用違反行為に対するペナルティ措置

- 申請した商品と異なる商品へのシールの使用が発覚した場合及びその他申請内容に虚偽があった場合には、以後、当該組合員に対しては、シールの給付を行なうことはできません。

#### 7.その他

- なお、本シールにつきましては、出版物貸与権管理センターにおいても本書面にてお知らせした使用料と同一額にて給付がなされますので、ご希望の方は当該センターまでお問い合わせください。

以上

<本件に関するお問い合わせ及びシール申請先>

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合  
事務局 業務課  
TEL03-3234-8824 FAX03-3234-8859